

越谷市告示第 **106** 号

越谷市公契約条例（平成28年条例第51号）第6条第1項の規定により令和5年度労働報酬下限額を定めたので、同条第4項の規定により、別紙のとおり告示する。

令和5年3月 **29** 日

越谷市長 福 田 晃

別紙

工事の請負の契約（越谷市公契約条例第6条第1項第1号に規定する対象請負契約）に係る労働報酬下限額

〔単位：円（1時間当たり）〕

No.	職 種	労働報酬 下 限 額	No.	職 種	労働報酬 下 限 額
1	特殊作業員	2,835	27	普通船員	2,981
2	普通作業員	2,576	28	潜水士	4,939
3	軽作業員	1,834	29	潜水連絡員	3,701
4	造園工	2,565	30	潜水送気員	3,623
5	法面工	3,240	31	山林砂防工	3,263
6	とび工	3,285	32	軌道工	6,030
7	石工	3,285	33	型わく工	3,083
8	ブロック工	3,105	34	大工	3,105
9	電工	2,948	35	左官	3,218
10	鉄筋工	3,206	36	配管工	2,768
11	鉄骨工	2,903	37	はつり工	3,071
12	塗装工	3,330	38	防水工	3,555
13	溶接工	3,420	39	板金工	3,443
14	運転手（特殊）	3,173	40	タイル工	2,932
15	運転手（一般）	2,689	41	サッシ工	3,229
16	潜かん工	3,611	42	屋根ふき工	2,960
17	潜かん世話役	4,489	43	内装工	3,386
18	さく岩工	3,825	44	ガラス工	3,229
19	トンネル特殊工	3,600	45	建具工	2,932
20	トンネル作業員	3,026	46	ダクト工	2,914
21	トンネル世話役	4,140	47	保温工	2,824
22	橋りょう特殊工	3,645	48	建築ブロック工	2,932
23	橋りょう塗装工	3,521	49	設備機械工	2,858
24	橋りょう世話役	4,095	50	交通誘導警備員A	1,890
25	土木一般世話役	3,094	51	交通誘導警備員B	1,676
26	高級船員	3,758			

※ 受注者又は受注関係者との合意の下で見習いとして従事する労働者等及び年金等を受給するために労働の対価を調整している労働者等の労働報酬下限額は、上記の表に掲げる金額にかかわらず、1,467円とする。